

報第10号

繰越明許費繰越計算書（国民健康保険事業特別会計）について

令和7年度旧久々野診療所解体事業に係る繰越明許費繰越計算書を令和8年5月29日別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出

高山市長 田 中 明

令和7年度 高山市繰越明許費繰越計算書（国民健康保険事業特別会計）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	1. 総務管理費	旧久々野診療所解体事業	54,000,000 円	35,300,000 円	円	円	円	円	35,300,000 円

参考資料

翌年度繰越額の内訳

旧久々野診療所解体事業

12節 委託料  
14節 工事請負費

300,000 円  
35,000,000 円

計 35,300,000 円